

入札・契約制度の改正について

足利市の入札・契約制度については、透明性、公正性、競争性を確保しつつ、過度の低価格による受注の防止、公共工事の品質確保及び地元建設業の健全な振興を図るため、低入札価格調査制度における数値的判断基準の導入など、平成20年4月1日から次のとおり改正します。

1 低入札価格調査制度について

(1) 適用範囲について

改正後	現 行
予定価格1,000万円以上の建設工事（解体工事を除く）	すべての建設工事（解体工事を除く）

(2) 調査基準価格について

改正後	現 行
直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の20% ただし、建築工事及び設備工事の直接工事費は、直接工事費に9/10を乗じて得た額とする。	直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の20%
上記により算出して求めた額が、予定価格の8.5/10を超える場合は予定価格の8.5/10、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3とする。（現行どおり）	

(3) 数値的判断基準の導入について

応札額が、前記(2)の調査基準価格を下回ったときは、入札時に提出された積算内訳書の次の4項目について調査し、判断基準（数値）を1項目でも下回ったものがあるときは失格とする。

なお、本判断基準の導入に伴い、失格価格は設定しないこととする。

項 目	判断基準（数値）
直接工事費	市設計額（建築工事及び設備工事にあつては9/10を乗じて得た額）の75%（1万円未満の端数は切捨て）
共通仮設費	市設計額の70%（1万円未満の端数は切捨て）
現場管理費	市設計額の60%（1万円未満の端数は切捨て）
一般管理費	市設計額の30%（1万円未満の端数は切捨て）

* 積算内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は失格とする。

2 最低制限価格制度の導入について

適用範囲	価格の算出方法
予定価格1,000万円未満の建設工事（解体工事を除く）	前記1（2）と同じ
解体工事	別途定める

3 特定建設工事共同企業体の発注基準額について

区 分	改 正 後	現 行
土木工事	概ね 2億円以上	概ね 1.5億円以上
建築工事	概ね 3億円以上	概ね 2.0億円以上
設備工事	概ね 1億円以上	概ね 0.8億円以上

4 条件付き一般競争入札における配置予定技術者の取扱いについて

条件付き一般競争入札における配置予定技術者の変更は、原則として、当該技術者の退職、傷病の場合に限り認めてきましたが、入札参加申請時の配置予定技術者について、当該入札の開札日の前日までに書面により申し出た場合には、その変更を認める。

5 工事成績評定点の請負業者への通知及び公表等について

（1）対 象

平成20年4月1日以降に完成検査を受けるすべての建設工事

（2）通知の内容

成績評定点及び項目別評定点

*評定の結果に疑問がある場合は、14日以内に書面により説明を求められることができる。

（3）通知の方法

検査証明書とともに通知書を交付する。

（4）公表の方法

- ・場所 理財部管財課検査室
- ・方法 閲覧
- ・内容 前記（2）の通知内容の写し